

◆地震動評価にも「武村式」を適用し4.7倍の揺れを考えるべきと原告主張  
関電は一切反論できず

◆裁判所－「保全の必要性（差し止める必要性）について主張してほしい」



12月6日（金）10時より、大飯原発差し止め仮処分の高裁での第4回審尋が行われました。原告は12月3日付けで新しい書面を提出し主張を行いました。まず前回裁判所からの指示にしたがい、訴えの趣旨を「運転を仮にはならない」と変更しました。これは以前に運転中だった大飯原発が現在は停止しているため、「止めろ」から「動かすな」に形式的に変更したものです。

内容的な主張では2つの問題を取り上げています。1点目は地震動の評価について、2点目は敷地内にある台場浜の断層を関電・国が安全性を評価していない点です。

特に1点目の地震動評価は大きな問題です。関電は活断層から地震と津波の規模を想定する際に2種類の評価方法を使い分けています。地震規模（地震動）の想定には「入倉式」を使い、津波の想定には「武村式」を使っているのです。ところが地震の規模に「武村式」を適用すれば揺れは現行評価の4.7倍もの大きさになります。大飯原発が4.7倍の揺れに襲われたとき、設備は地震に耐えられず、大惨事になります。審尋の場では冠木弁護士がこの問題を、関電のダブルスタンダード（二重基準）はおかしいと口頭で厳しく指摘しました。そして関電にこれについて「主張しないのか」と問いただしました。関電は「当方の主張はつきている」というのみでした。大問題につながるのでおそらく反論できないのだと思います。

◇裁判所は「保全の必要性（差し止める必要性）」を主張するようを要望

前回の審尋では裁判長から「国が（新基準で）判断を出していない中で、裁判所が判断を先に出すことが妥当かどうかということがある。裁判所としてはまだ決めていないが」と判決を出すことを躊躇するような発言がありました。

今回、裁判長は「保全の必要性（差し止める必要性）について主張していただきたい」と発言。「規制委員会の審査が継続している中でゴーサインが確定的とまで言えるのかどうか、わかりませんが」と、大飯原発の運転再開がある程度確定的であるかどうかを主張してほしいとのことでした。原告はこれまで制御棒挿入性、敷地内活断層、津波、そして武村式といった内容で、大飯原発を動かした場合の危険性を訴え、運転の差し止めを求めてきました。しかしおそらく裁判所の考えでは、現時点では大飯原発は止まっており、しかも新規制の下で審査中なので運転再開が差し迫っていないのであれば差し止める必要性（保全の必要性）はない、どの程度差し迫った状況なのかを主張するようにとのことなのでしょう。判決を出すことを嫌がっているとしか考えられません。主張は「まず原告人（原告）の方から」として、「いつ頃までに出せますか」と質問してきました。原告側は早く結審されるよう「年内ギリギリに出したい」と早期の提出を約束し、次回期日は1月を希望しました。

裁判所の都合で1月中には入らず、次回審尋は2月6日（木）14時から行われることに決ま

りました。

裁判での主張は出し尽くされています。国の判断を待つことなく、早期に司法の立場で独立して公正な判断をするよう求めていきましょう。

2013. 12. 12

おおい原発止めよう裁判の会 事務局

[資料] 原告の主張書面・証拠説明等はこちら

[http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/ooisaiban\\_room.htm](http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/ooisaiban_room.htm)

[次回裁判]

★国相手の裁判 第8回法廷

12月18日(水) 午後2:00～ 地裁 202号大法廷

こちらは、100名の傍聴席で原告・支援者でも参加できます。

終了後、報告会も行います(中之島中央公会堂) 大会議室。

地図 <http://osaka-chuokokaido.jp/access/index.html>

ゲスト:

石丸初美さん(佐賀:玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会代表)

大野恭子さん(愛媛:原発さよなら四国ネットワーク)

うのさえこさん(福島から京都に避難:原発事故被害者の救済を求める全国運動

／原発事故子ども・被災者支援法京都フォーラム)

ぜひご参加ください。

★次回仮処分裁判 第5回審尋

2月6日(木) 午後2:00～ 高裁 74号法廷